平成２８年（フ）第５９３号
千葉県松戸市六高台７丁目57番地　小松コーポ１―402号
債務者　鮫島ルイサこと　サメシマ　マ　ルイサ　タナザキ
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６６５号
千葉県流山市南流山３丁目10番地の３　メゾン南流山303
債務者　木村　俊英
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６８６号
千葉県松戸市緑ケ丘１丁目13番地　ジュネパレス松戸第16―201号
債務者　佐藤　昌樹
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２７号
奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本2445番地の164
債務者　湯浅　篤志
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２８年（フ）第２８号
奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本2445番地の164
債務者　湯浅　悦子
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２８年（フ）第１２６号
広島県福山市藤江町229番地３
債務者　上田　祐士
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１４１号
広島県福山市明神町２丁目12番４号
債務者　渡邉　浩三
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第６４０号
仙台市青葉区北根３丁目25番30―307号
債務者　山路　孝之
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第９６号
福島市笹谷字塗谷地25番地の32
債務者　佐藤由利江
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第９７号
福島県伊達郡桑折町字和尚堂25番地の２
債務者　郡司　和恵
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第５８号
福島県双葉郡広野町下北迫字新町129―３
広野ドライブイン　ジャパ６―110号室、住民票上の住所青森市中佃１丁目３番20号
債務者　田代　祐豪
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第１５２号
茨城県古河市中田新田34番地８　県営７―４―４
債務者　古澤　有三
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１２１号
千葉県袖ケ浦市今井１丁目22番地６
債務者　磯部　彰子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第２７７号
金沢市蚊爪町イ117番地
債務者　柚木　雅幸
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３０７号
石川県野々市市押野４丁目125番地　松本荘５号室、住民票上の住所石川県野々市市押野４丁目125番地　松本荘２号
債務者　石野　豊太
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９９号
長野県松本市小屋北２丁目６番35号
債務者　中沢　雪乃
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１４５８号
名古屋市北区会所町145番地　ＫＯＤＡＴＥＸ　Ａ棟
債務者　服部　広美
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部